

議案第 2 号

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 9 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、特別職の職員で常勤のものの給与に関して、国家公務員の指定職に準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略	（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略	（期末手当） 第4条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3 略

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

国家公務員の指定職の給与改定に準じた改正を実施するものです。

2 改正の概要

令和6年人事院勧告により、期末手当を0.05月分引き上げ、支給割合を3.

45月（現行3.40月）に改定します。

	6月期	12月期	計
令和6年度	1.70月	<u>1.75月</u> （現行1.70月）	3.45月
令和7年度	<u>1.725月</u>	<u>1.725月</u>	3.45月

※国の指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の
合計月数を準用

3 施行期日

第1条の規定は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用します。

第2条の規定は、令和7年4月1日から施行します。